

## 船舶事故調査報告書

平成24年10月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年8月26日 10時40分ごろ
発生場所	和歌山県美浜町三尾漁港南西方沖の蟹取島付近 美浜町所在の紀伊日ノ御崎灯台から真方位073° 1,760m付近 （概位 北緯33° 53.2′ 東経135° 04.8′）
事故調査の経過	平成24年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昌栄丸、2.0トン WK3-19405（漁船登録番号）、個人所有 8.70m (Lr) × 2.30m × 0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和60年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年6月21日 免許証交付日 平成21年2月25日 （平成26年6月20日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	上部構造物が大破、機関等が濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年8月26日05時00分ごろ家族が乗船する漁船（総トン数約7トン、以下「僚船」という。）と共に三尾漁港を出港し、本船が、蟹取島付近の漁場で漂泊してカンパチの一本釣り漁を行い、僚船は、蟹取島から離れた漁場で操業を行った。 船長は、携帯電話で僚船の船長に対し、カンパチが数匹しか釣れていないこと、及び波が高くなったので帰港する旨を伝えた後、蟹取島付近の漁場から発進し、南からの波浪を船尾方から受けながら同島の東方を三尾漁港の港口に向けて北進中、10時40分ごろ、同島の東北東方130m付近に差し掛かったとき、船尾方から波高約4～5mの波浪を受けて一瞬の内に転覆した。 船長は、本船から海に投げ出され、北方の三尾漁港の港口に向かっ

	<p>て泳ぎ始めた。</p> <p>和歌山県日高広域消防本部では、10時42分ごろ本事故の目撃者から119番通報を受け、消防のレスキュー隊を出動させるとともに和歌山県防災ヘリコプターの出動を要請し、救助に当たった。</p> <p>海上保安庁は、11時12分ごろ和歌山県日高広域消防本部から本事故発生の通報を受け、その後、本船の所属漁業協同組合からも本事故発生の通報を受け、救助に当たった。</p> <p>本船の所属漁業協同組合では、本事故を目撃した組合員からの連絡を受けたが、波が高くて漁船を出すことができず、また、本事故の発生を知った僚船も船長の救助に向かったが、波が高くて接近することができず、組合員が、救命浮環などを準備して海岸から泳いでいる船長に声を掛けていたが、海岸付近で船長の姿が見えなくなった。</p> <p>船長は、11時31分ごろ和歌山県防災ヘリコプターにより発見されて吊り上げられ、救急車により病院に搬送されたが、病院で死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>本船は、所属漁業協同組合の漁船にえい航されて帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波向 南、波高 約3m（最大波高 約4～5m）、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>波浪注意報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、まぐろはえ縄漁船に乗船していたが、2年前に昌栄丸（中古）の所有者となり、一本釣り漁業に従事するようになった。</p> <p>船長は、出港時には波が高くなかったものの、台風15号の影響で波が次第に高くなることを知っており、波が高くなるようであれば帰港するつもりで僚船と共に出港した。</p> <p>船長は、水深30m前後の瀬の付近で漂泊し、スパンカーを掲げて手釣りによりカンパチを釣っていた。</p> <p>三尾漁港は、港口が南西方に向いて外海に面し、南からの波浪の影響を受けやすいので、北西方に延びる外防波堤が築造されており、外防波堤の北西端と陸岸との間が港口となっていた。また、三尾漁港の港口から蟹取島にかけては、瀬が広がっており、外防波堤の近くでは水深が浅くて波浪が砕けやすいので、同漁港に出入りする漁船は、水深が深い蟹取島寄りを航行していた。</p> <p>本事故発生時には、波浪が外防波堤を越えて漁港内に打ち込んでおり、出漁していた他の漁船は、早期に帰港したり、波浪の影響が少ない他の漁港に避難したりしていた。</p> <p>本船には、船首甲板下の物入れに救命胴衣が格納されていたが、船長は、和歌山県防災ヘリコプターに吊り上げられたときには、救命胴衣を着用していなかった。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 あり</p> <p>本船は、台風15号の影響で南からの波浪が打ち寄せる状況下、三尾漁港の港口に向けて北進中、船尾方から波高約4～5mの波浪を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、転覆した際に海に投げ出され、海岸に向かって泳いでいたものの、救命胴衣を着用していなかったことから、溺水したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、台風15号の影響で南からの波浪が打ち寄せる状況下、三尾漁港の港口に向けて北進中、船尾方から波高約4～5mの波浪を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天が予想される場合は、出航を中止するか、波が高くなる前に操業を中止して帰港すること。</li> <li>・ 救命胴衣を着用すること。</li> </ul>